

三重県水防計画

令和 7 年度変更案

三重県水防計画 令和 7 年度変更案

令和 7 年度三重県水防計画の変更は、令和 7 年度調査による組織人員などの時点修正を行うとともに、水防警報海岸の指定と水防協力団体に関する事項の追記を行います。

1 組織人員数などの修正

水防支部職員（各建設事務所）、水防管理団体職員（各市町）、消防団員の組織人員、重要水防区域、危機管理型水位計、水防倉庫内備蓄資材数などは、令和 7 年 4 月に入ってから各関係機関に調査し、その結果を受けて変更します。

2 水防警報海岸の指定

熊野灘沿岸（三重県区間）について、水防法第 16 条の規定に基づき水防警報海岸に指定します。P 2、3

○知事が水防警報を発する海岸及び区域

海岸名：熊野灘沿岸（三重県区間）

区 域：鳥羽市堅神町から紀宝町鵜殿まで

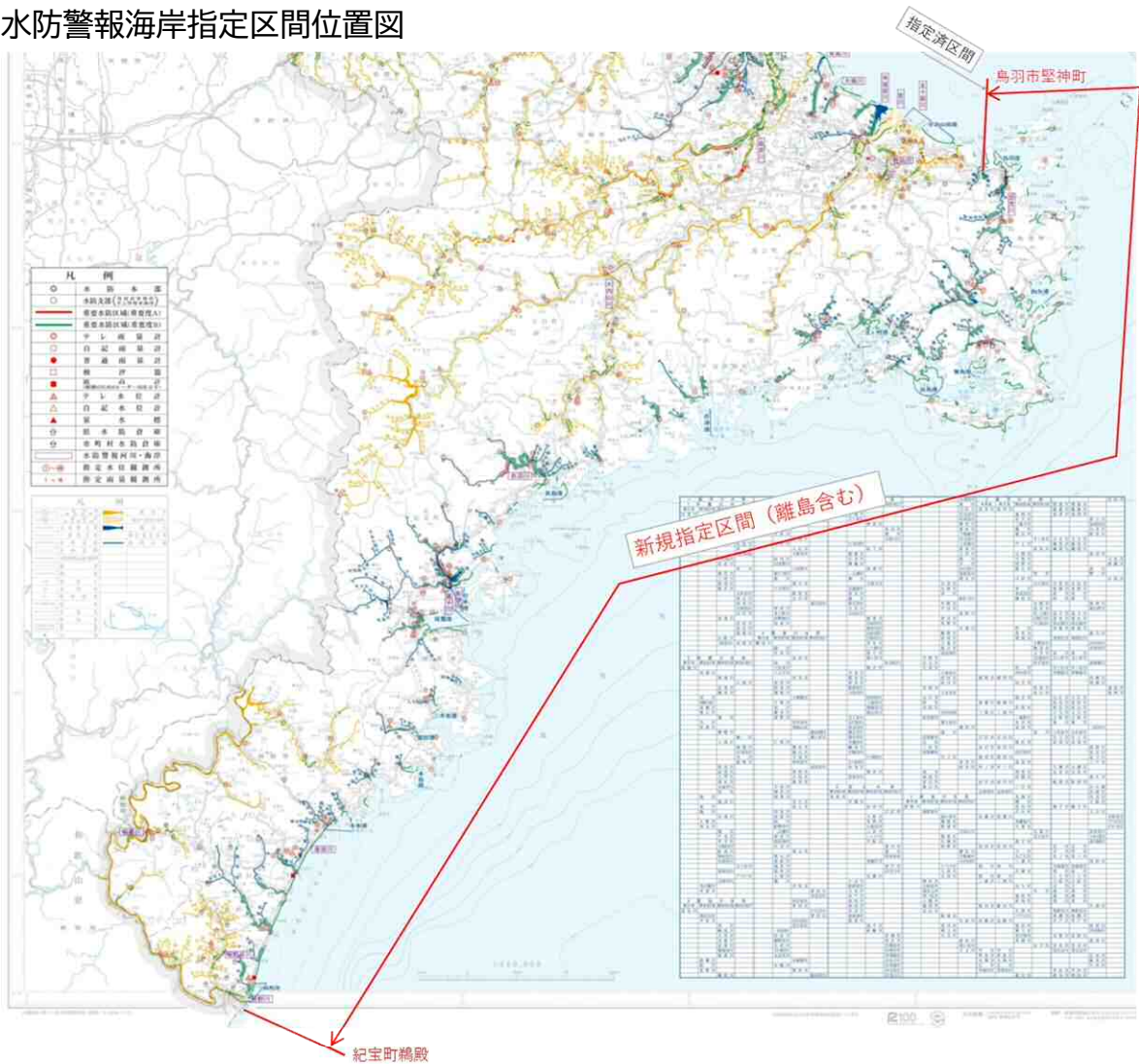
担当水防管理団体：鳥羽市、志摩市、南伊勢町、大紀町、紀北町、
尾鷲市、熊野市、御浜町、紀宝町

3 水防協力団体に関する事項の追記

水防法第 36 条に基づく水防協力団体の指定を促進するため、水防協力団体に関する事項を追記します。P 4

熊野灘沿岸（三重県区間）

水防警報海岸指定区間位置図



水防警報海岸：知事が、高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した海岸。知事は、発表基準を満たしたときに、水防団・消防団等の出動の指針となる水防警報を発表する。（水防法第16条）

水防警報の種類・内容及び発表基準【海岸】		
種類	内 容	発 表 基 準
注 意 （ 準 備 ）	気象・海象情報等を確認し、水防団員の出動準備が必要となることを通知するもの。	高潮警報かつ波浪注意報が発表
	気象・海象情報等を確認し、水防活動や避難活動が必要となることを通知するもの。	高潮警報かつ波浪警報が発表
解 除	水防活動の終了を通知するもの。	高潮警報が解除された場合

(二) 知事が水防警報を発する海岸及び区域

番号	海岸名	区域	建設事務所名	担当水防管理団体	
				指定有無	団体名
1	伊勢湾沿岸 (三重県区間) (漁港、農地海岸等を含む)	木曽岬町新輪から伊勢市朝熊町まで	桑 名	有	木 曽 岬 町
				有	桑 名 市
			四日市	有	川 越 町
				有	朝 日 町
				有	四 日 市 市
			鈴 鹿	有	鈴 鹿 市
2	熊野灘沿岸 (三重県区間) (漁港、農地海岸等を含む)	鳥羽市堅神町から紀宝町鶴殿まで	津	有	津 市
			松 阪	有	松 阪 市
				無	明 和 町
			伊 勢	有	伊 勢 市
				無	玉 城 町
			志 摩	無	鳥 羽 市
				無	志 摩 市
			伊 勢	無	南 伊 勢 町
				無	大 紀 町
			尾 鷲	有	紀 北 町
				無	尾 鷲 市
			熊 野	有	熊 野 市
				無	御 浜 町
				有	紀 宝 町

第 18 節 水防協力団体

1. 水防協力団体の指定

水防管理団体は、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

2. 水防協力団体の業務

水防協力団体は次の業務の一部又は全部を行うこととする

- (1) 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- (3) 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- (4) 水防に関する調査研究
- (5) 水防に関する知識の普及、啓発
- (6) 前各号に附帯する業務

3. 水防協力団体と水防団等の連携

水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。また、水防協力団体は、水防団及び消防機関が行う水防訓練に参加するものとする。

津波災害警戒区域に係わる水防協力団体は、津波防災地域づくりに関する法律に規定された津波避難訓練に参加する。

4. 水防協力団体の申請・指定及び運用

水防管理団体は、水防協力団体指定要領を作成し、水防協力団体の申請があった場合は、指定要領を基に指定することとする。また指定の際は、合わせて水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示するものとする。

水防協力団体の業務の運用にあたっては、業務が適正かつ確実に行われるよう、水防協力団体との水防協働活動実施要領を作成し、これによるものとする。